

令和3年(ワ)第378号 損害賠償請求事件(第1事件)外

原 告 [REDACTED] 外

被 告 S社 外

令和7年3月31日

準 備 書 面 (11) (損 害 各 論)

静岡地方裁判所 沼津支部 民事部合議2B係 御中

原告 [REDACTED] ら訴訟代理人弁護士	池 田 直 樹
同	吉 田 理 人
同	小 島 寛 司
同	辻 岡 信 也
同	杉 田 峻 介
同	渡 部 貴 志
同	中 江 友 紀
訴訟復代理人弁護士	永 田 駿

第1 損害算定の在り方について

本件土石流による損害に関して、原告[REDACTED]らは、令和6年5月13日付準備書面(2)(損害論)において、その被害実態を明らかにした。本準備書面では、それらの被害実態を前提として、本件土石流によって本件被害者らに生じた損害についての具体的な損害算定方法について主張する。

本件土石流による損害は、生命・身体に関するもの、精神的苦痛に関するもの、建物・家財その他の動産に関するものなど多岐にわたり、程度は著しい上、各原告について個別具体的な事情が異なる部分も多い。また、本件土石流の甚大な被

害の性質上、本件被害者らの一部は生活の本拠を失い、また長期にわたる避難の必要性を生じ、いまだその状況が解消していない状況もあり、そのようなそれぞれの被害実態を適切に損害算定に反映させる必要がある。

他方で、本件は、多数の被害者による集団訴訟であるところ、迅速な審理・判断により早期に損害の回復を図る必要性も高い。したがって、損害の算定に関しては、ある程度統一した方法により行う必要もあると考えられるところ、本件の被害実態を踏まえ、るべき損害の算定方法を提示するものである。

第2 損害算定方式

1 物理的ないし直接的に生じた損害

(1) 財産的損害

ア 建物

(ア) 損害評価の原則

本件土石流によって流失ないし損壊した建物の所有者は、被告らの過失によって生じた本件土石流により直接的に財産権を侵害された。これらの建物の所有者である本件被害者らの多くは、同建物があった土地を所有し、そこに生活の本拠を有していたものであり、建物を再築ないし修繕のうえ、従前の生活を取り戻したいと考えている。そのような本件被害者らにおける建物に対する財産的損害は、本件災害後の損壊状況から本件災害前の生活状況と同様に居住ないし使用ができるよう、建物を再築する費用、または修繕を行う費用そのものであるといえる。

したがって、本件災害により建物に対する被害を受けた本件被害者の損害は、

- ・ 本件土石流により建物が流失した被害者、または建物の損壊状況が修復不可能な程度に至っている被害者については、建物の再建築費用（建物が修復不可能な被害者は、これに加えて既存建物の解体費

用)

- ・ 本件土石流により建物が損傷しているが、建物を修補可能な被害者については、損壊状況から、従前の居住ないし使用の状況に耐え得るまで回復する修繕工事費用
- の実額であるというべきである。

この点に関し、火災、天災、第三者による行為その他により建物が滅失ないし損傷した場合の損害額に関しては、当該建物の時価（建物の規模・構造等を踏まえた再調達価格及び経過年数等を踏まえた評価額）を踏まえた評価を行うことが一般的ではある。

しかしながら、いまだ継続使用が可能な建物について、建物の経過年数を踏まえた減価を行うと、建築から相当年数を経過している建物に関しては、評価額が著しく低額となり、被害者は、当該建物の滅失ないし損傷に係る損害額として、著しく低額の賠償金しか取得できることとなり、その結果として、建物の再築や修補を行い得なくなる。特に、滅失ないし損傷の原因となる事象が、加害者の悪質な行為に起因する場合は、なお一層、このような帰結となることは社会的にも妥当性を欠く。実際にも、著しい広範囲に甚大な被害を及ぼした福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故に関して、東京電力株式会社は、避難指示区域内の建物所有者に対し、建物に係る損害として、平均新築単価（住宅着工統計又は建築着工統計にもとづく平均新築単価を基礎とした単価×床面積）による賠償の選択も可能としている。

本件は、被告らによる、法令・条例違反を認識した上での、長期間に及ぶ莫大な量の土砂の投棄及び行政による法令違反を認識した上での事態の放置が招いた人災である。他方、被害者らは、本件土石流の被災について、一切の帰責性がなく、この人災により人身、財物に莫大な損害を被った。

したがって、本件における損害の算定は、このような加害行為の悪質性を踏まえて行うべきであり、特に、居住の礎となる建物に係る賠償額に関しては、被害者が再度建物に居住が可能となるような適切な算定を行う必要がある。この点を踏まえたとき、本件においては、賠償額の算定にあたり、建物の再建築費用を基準とし、他方で、経年による減価を考慮せずに算定を行うべきである。

(イ) 損害算定の方法について

a 建物の再建築費用

建物の再建築が必要である被害者において、被災した建物と同等の建物の再建築費用を個別に算定できている場合（建設業者の見積書を取得できている場合など）は、これによるべきである。

一方で、本件被害者らの中には、建物を再建して、従前の生活状況と同様の生活を取り戻したいと考えるもの、ライフラインの整備を待つ世帯など、現在も再建築の具体的見込みが立たない世帯がある。また、いわゆる実家として、親世代が居住していた自宅が流失した本件被害者らにおいては、直ちに再建の予定を立てることができない者もいる。このように、建物の再建築費用を具体的に見積もれていない被害者が存在することも踏まえたとき、合理的な基準に基づき算出される建物の再建築費用を算定することにより本件災害による損害とすべきである。

ここで、国税庁は、住宅の所在する地域及び構造の別に応じた「地域別・構造別の工事費用表（1 m²当たり）」（甲S17）を毎年公表している。同工事費用表は、災害により建物に被害を受けた場合の税制措置について算定根拠とされるものであり、再建築費用の算定方法として合理的な基準となるものというべきである。

したがって、本件災害の発災日が属する令和3年分用の「地域別構造別の工事費用表（1 m²当たり）」を用いて、再建築費用を算出し、損害を

算定するべきである。この場合の再建築費用相当額の損害の算定式は以下のとおりとなる。

$$(1 \text{ m}^2\text{当たりの工事費用} \times \text{総床面積})$$

b 建物の修理費用

建物の修理が必要である被害者において、建物の修理費用を個別に算定できている場合（修理費の見積書を取得できている場合など）は、これによるべきである。

一方で、熱海市の復興まちづくり計画との調整のため修繕計画が進まない世帯など、現在も修理の見通しが具体的に立たない世帯もある。このように、建物の修理費用を具体的に見積もれていない被害者が存在することも踏まえたとき、合理的な基準に基づき算出される建物の再建築費用相当額に被害割合を乗じた金額を、建物の修理費用にかかる損害と評価すべきであり、算定式は以下のとおりとなる。

$$(1 \text{ m}^2\text{当たりの工事費用} \times \text{総床面積}) \times \text{被害割合}$$

イ 擁壁、地盤、のり面、階段等

本件土石流が襲った本件被害者らの居住地域は、平坦地が少なく、斜面地に住宅街が形成された特徴があり、各居住地には擁壁やのり面、階段等の工作物が多く設置されていた。これらの工作物も、本件土石流により流失ないし損壊し、あるいは大量の土砂で埋まることとなった。これらの復旧に要する費用は、本件災害と相当因果関係ある損害である。

したがって、地盤、のり面、擁壁等の土地の工作物の損害は、その復旧工事費用相当額であるというべきである。

ウ 車両損害

本件被害者らの居住地域は基本的に傾斜地であり、車両は生活のために不可欠のものであった。本件災害の本件土石流によって流失した車両については、相当因果関係ある損害であるといえる。

本件土石流により車両が流失した場合、被害車両が修理不能であるいわゆる全損の場合に等しい。全損の場合の車両損害について、被害に遭う直前の時価をもとに算定するのが一般的である。

そこで、車両損害については、同一車両、年式、型等の自動車を中古車市場で取得し得る価格を基準に認定すべきである。その認定にあたっては、オートガイド自動車価格月報（いわゆる「レッドブック」）を根拠資料とするのが相当である。なお、レッドブックに記載がない年式・型等の車両については、その他の適切な資料により相当な市場価格を算定するのが相当である。

エ 家財の損害

（ア） 家財道具等（一般家財）

本件土石流が広範囲の住居地域を襲い、本件被害者らが保有していた極めて多種多様の家財道具やその他の財産が甚大な被害を受けた。それらの個々の財産は必ずしも新品ばかりでなくその減価の程度も千差万別であるから、その損害額の立証ないし金銭的評価について厳格な個別の主張立証を要求すると、事実上、被災者に著しい困難を強いることになる。それだけでなく、審理が著しく長期化することとなり、本件災害により甚大な被害を被ったこと自体は明らかな本件被害者らの救済が著しく遅延する結果を招来することになる。

そこで、一般的な家財道具については、本件災害により甚大な被害を被ったこと自体は明らかであることを踏まえ、少なくとも、合理的に算出される家財道具の損害額については、相当因果関係ある損害として認められるべきである。

ここで、国税庁は、災害により家財に被害を受けた場合の税制措置について、「家族構成別家財評価額」（甲S18）を定める。かかる基準に被害割合を乗じることで、世帯毎での平均的な家財額を前提に減価償却や

被害割合等を考慮することができ、その数値自体が不合理であるというべき理由はないから、家財道具については、同基準によるべきである。

ただし、ここにいう家財道具は、車両に対する損失額が家財とは別途算定されていることからもわかるように、建物内に収容される生活の用に供する家具、衣服、その他の生活に必要な動産の損失額を算定するものであって、自動車のほか、一般の世帯に共通して通常保有しているものとは想定されない動産、たとえば、貴金属その他高額な動産類や事業用動産類については除外されているというべきである。

したがって、建物内に収容される生活の用に供する家具、衣服、その他の生活に必要な動産（以下「一般家財」という。）の合理的に算出される損害額は、以下の計算式によるべきである。

$$\boxed{\text{家族構成別家財評価額} \times \text{被害割合}}$$

(イ) その他の動産（特別動産）

一般の世帯に共通して保有されていることが想定されず、各個人が特に保有していた動産の損害（例えば、前記のような貴金属その他高額な動産類、事業用動産など）は、上記一般家財に関する合理的な損害額の算定では考慮しきれないといえる。これらの一般家財に含まれない動産（以下「特別動産」という。）については、一般家財のように定量的に損害を把握することは困難であるから、別途、取得価額、経過年数及び被害割合等に応じて個別の算定により損害が認められるべきである。

(2) 生命身体に対する損害

ア 治療費

本件災害を受けて発症した傷病に関して、本件被害者らが負担した治療費は、本件災害による相当因果関係ある損害であるといえる。

したがって、治療費の実額が損害として認められるべきである。

イ 死亡による逸失利益

本件土石流に直接的に巻き込まれたことで亡くなった被害者、あるいは、避難生活等における身体的負担による疾病により亡くなった被害者が、将来にわたって得られるはずであった利益を失ったことによる逸失利益は、本件災害と相当因果関係ある損害といえる。

かかる逸失利益は、民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準・上巻（基準編）（以下「赤い本」という。）に従い、以下の算定式により算定された金額が損害として認められるべきである。

基礎収入額 × (1 - 生活費控除率) × 就労可能年数に対応するライフニッツ係数

(3) 精神的苦痛に対する損害

ア 死亡慰謝料

本件災害により本件被害者らが亡くなつたことによる精神的苦痛に対する慰謝料は、本件災害と相当因果関係ある損害として認められるものである。かかる慰謝料額は、3000万円と評価すべきである。

イ 通院慰謝料

本件災害に起因して発症した傷病について、本件被害者らが、医療機関への通院治療を強いられたことにより生じた精神的苦痛は、本件災害と相当因果関係ある損害として認められるべきものである。かかる通院慰謝料については、赤い本記載の入通院慰謝料（別表I）に従い算定された金額が損害として認められるべきである。

ウ 従前の生活基盤と思い出の喪失に対する慰謝料

本件土石流が本件被害者らの居住地を襲つたことで、本件被害者らは、住居、畠や家財等の生活基盤が一瞬にして根こそぎ奪われることとなつた。本件被害者らのほとんどが、数十年にわたつて継続して伊豆山地域に居住しており、被災したその住居は、本件被害者の生活の本拠であり、また被害者によってはいわゆる「実家」であり、ライフステージに

応じた様々な思い出を作り、思い出の品を保管し、家族の人生、生活、思い出が集約された場所であった。また、そのような世帯が多いという地域性から、地域や住民同士の結びつきも非常に密接なものであった。建物等が本件土石流に流されたことで本件被害者らが被った損害は、単なる財産的損害だけではなく、本件被害者らとその家族が本件災害までに積み上げ築き上げてきた、思い出の集約した場所であり、コミュニティや生活、生存の基盤というべき場所であった。このような本件被害者らとその家族の従前築き上げてきた生活基盤は、法律上保護された利益というべきであり（憲法13条、25条1項、29条1項等）、これを猛烈な本件土石流に飲み込まれて一瞬にして失い、元通りに回復することが困難となったことによる精神的苦痛は、本件被害者らを最も苦しめた要因であったといえ、財産的損害やその他の損害項目により填補されるものでもない。かかる精神的苦痛は、その額を金銭には換算し難いほどに大きなものであるといえるが、金銭評価するとすれば、被害実態に応じて少なく見積もっても以下の金額を下らないというべきである。

a) 居住していた住居が全壊となった場合、住宅全体としては全壊ではなくても自室が流失・損壊した場合、又は、全壊ではなくても本件災害により建物の取り壊しや賃借関係の終了を要したことで従前の住居に住むことができなくなった場合	500万円
b) 住居が半壊以上となった場合	400万円
c) 住居が準半壊ないし一部損壊となった場合	300万円
d) 発災当時自身は居住していなかったが、実家として帰省する先が流失・損壊した場合	200万円

エ 被災体験に対する慰謝料

本件災害は、大量かつ高速の本件土石流が、極めて広範囲の住宅地を一気に飲み込んだものであり、単なる自然災害による土砂災害ではなく、人工的

に積まれた膨大な盛土とその管理の懈怠が複合的に影響した過去に例を見ないほど凄惨な人為的災害であったといえる。本件被害者らの中には、逃げる間もなく自宅もろとも流された者もいる。迫りくる本件土石流から命からがら逃げた者もいれば、土砂により逃げ道を断たれ長時間救助を待つしかなく、死を覚悟する被災経験をした者もいる。このようなそれぞれの被災体験は、時間の経過によても容易には癒されず、一生の記憶に残る極めて恐ろしい体験であり、これによる精神的苦痛は、他の損害項目で慰藉される性質のものではない。かかる被災体験による精神的苦痛についても、金銭に換価し難い重大な損害であるといえるが、金銭評価するとすれば、以下の類型に応じて、本件被災者らそれぞれに対して慰謝料が認められるべきである。

A) 建物内にいた際に本件土石流に建物を襲われ、建物もろとも流される、閉じ込められる、命からがら脱出する等して被災した場合	300万円
B) 建物外にいたか、発災に気が付いて早期に建物外に脱出したが、本件土石流に巻き込まれそうになりながら逃げた、あるいは、本件土石流とそれに飲み込まれていく家屋等の情況を目の当たりにした場合	200万円
C) 本件土石流が流下した範囲外におり、本件土石流による自宅や家族等の被害や安否等をうかがい知ることもできず、自宅への帰路を断たれ路頭に迷い、そのまま避難を強いられた場合	100万円

2 避難生活を余儀なくされたことによる損害

(1) 避難行為による実損（財産的損害）

本件被害者らは、本件災害が突然発災したことにより、着の身着のままに避難行為を開始し、初めて生活する避難先で、日常の生活を営むための種々雑多な出費を余儀なくされた。本来支出する必要はなかったにもかかわらず、本件災害により避難先での生活を強いられ出費を余儀なくされた実費

は、本件災害と相当因果関係ある損害というべきである。そのような避難行為による実損については、被災者ごとに個別に算定する。

(2) 避難生活慰謝料

本件被害者らは、本件災害により、従前生活の拠点としてきた住宅は流失ないし損壊され、あるいは、立ち入り禁止ないし警戒区域に指定されたことで、自宅に帰ることができない状態となった。本件被害者らは、本件土石流により被害を受けた自宅をそのまま放置せざるを得ず、避難生活が長期化する中で、将来も見据えられない状態での過酷な避難生活を継続せざるを得なかつた。本件被害者らの多くが、自宅以外での避難生活を2年以上の長期間にわたり余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害された。本件被害者らの中には、警戒区域の設定が解除された現在もなお、避難の継続を強いられている者もあり、避難期間は、本件災害発生後2年半を超えて相当の長期間に及んでいる。

このように、本件災害に被災したことで、前に送っていた平穏な生活を阻害され、突然に困難な生活を余儀なくされ、それが相当に長期間に及んでおり、本件被害者らの平穏な生活を営む権利や居住移転の自由等の法的権利に対する侵害は重大なものである。そして、かかる侵害状態は、本件災害の発災日から、従前の住居地に帰還することができた日、又は、従前の住居に戻ることができなくなった場合には、従前の住居に帰還できることができたであろう相当な期間まで継続的に生じたものといえる。

本件災害により避難生活が継続したことによる被災者らの精神的苦痛は、極めて重大なものであるといわなければならない。これを慰藉するための避難生活慰謝料は、一人月額30万円を下らないというべきである。

第3 損益相殺等について

なお、本件被災者の中には、例えば自宅の修理費用について火災保険の適用に

より保険金の支払を受けるなど、損害保険等により一部の損害の填補を受けている者もいる。本件土石流による被害に関連して保険金等の支払を受けている場合において、これを損益相殺の対象とすべきか等については、その支払の原因や対象によって個別に検討する必要があると考えられる。

以上